

## 高松市規則第50号

### 高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行に関し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録通知書)

第2条 法10条第3項の規定による登録の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第1号）により行うものとする。

(登録基準不適合通知書)

第3条 法第10条第4項の規定による法第8条の登録の申請が法第10条第1項の基準に適合しないと認めるときの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録拒否通知書)

第4条 法第11条第2項の規定による登録の拒否の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第3号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 法第8条の登録の申請を行った者は、当該申請に係る法第10条第3項若しくは第4項又は法第11条第2項の規定による通知の前に当該申請を取り下げる場合は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(登録簿の閲覧)

第6条 法第13条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、住宅確保要配慮者

円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を都市整備局住宅課内に置く。

2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録簿の整理その他特に必要があると認める場合は、臨時に閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

4 登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。

（2）登録簿を汚し、又は破らないこと。

（3）他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

5 市長は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

（廃止届出書）

第7条 法第14条第1項の規定による廃止の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第5号）により行わなければならない。

（報告の徴収）

第8条 登録事業者は、市長から法第22条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求められたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第6号）により当該報告をしなければならない。

（登録取消通知書）

第9条 法第24条第3項の規定による登録を取り消した旨の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この規則は、平成29年10月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

次のとおり住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録をしたので、同法第10条第3項の規定により通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地  
名 称  
所在地
- 3 登録戸数 戸
- 4 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号

様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の基準に適合しないことを認めましたので、同条第4項の規定により通知します。

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要

名 称

所 在 地

申請戸数

2 基準に適合しない理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項の規定により登録の拒否をしたので、同条第2項の規定により通知します。

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要

名 称

所 在 地

申請戸数

2 登録の拒否をした理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（宛先）高松市長

届出者 住所  
 氏名 ㊟  
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 並びに名称及び代表者の氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下届出書

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る申請の取下げをしたいので、高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

1 申請年月日	年 月 日	
2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要	名 称	
	所 在 地	
	申 請 戸 数	
3 取下げの理由		
4 備考		
※ 受 付 欄		

注

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

(宛先) 高松市長

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 ⑩  
並びに名称及び代表者の氏名 〕

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条の登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止をしたいので、同法第14条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
2 登録年月日及び登録番号	年 月 日 第	号
3 廃止予定年月日	年 月 日	
4 廃止の理由		
5 廃止に伴い実施する入居者 への対応その他の措置		
6 補助事業の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
7 その他必要な事項		
※ 受 付 欄		

注

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 3 補助事業の適用の有無の欄は、該当する項目の□内にㇿ印を入れてください。

（宛先）高松市長

登録事業者 住所

氏名

④

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名 〕

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理状況について、高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第8条の規定により次のとおり報告します。

1 住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅の 名称及び所在地	名 称	
	所在地	
2 登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号
3 最終変更届出年月日		年 月 日
4 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無	）
5 報告の内容		
6 登録事業者連絡先	担当者氏名 事務所の所在地 電話番号	

注

- 1 登録事業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 最終変更届出年月日の欄は、変更の届出をした場合に記入してください。
- 3 変更の有無の欄は、該当する項目の□内に☑印を入れてください。変更の届出が必要な場合は、変更の届出を行ってください。
- 4 変更がある場合（変更の届出を行った場合を除く。）は、当該変更の内容が分かる書類その他の必要な書類を添付してください。
- 5 報告の内容の欄は、できるだけ具体的に記入してください。



高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書

次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録事業については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要  
名 称  
所 在 地  
登録戸数
- 3 登録を取り消した理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(制定理由)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、制定するものです。